

## 東日本大震災にともなう

## 被災者への医療機関での対応

社保研究部

東日本大震災で被災した住民を対象に、大阪府下の各自治体の公営住宅などで住居の受け入れが始まっている。大阪府営2,000戸、大阪市営500戸などの受け入れが予定されており、大規模な避難措置が今後も続くものとみられる。

被災者が医療機関に受診した場合、一部負担金を窓口で徴収する必要はない。以下に、その取扱いについて解説する。なお、取扱いは、現時点において定まっているものであり、対象地域などが今後は変更される可能性があるので注意していただきたい。

## 1. 該当する方

岩手県・宮城県・福島県の全市町村と、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の中で、災害救助法の適用市町村(対象地域は右欄参照)に住所を有する方で以下の要件のいずれかにあてはまる方。

- ①住家が全半壊・全半焼またはこれに準ずる被災にあわれた方
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者が行方不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し現在収入がない方
- ⑥福島第一・第二原発の事故に伴い内閣総理大臣の指示により避難または屋内に退避されている方(福島第一原発から半径30km圏内)

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象になる

①～⑥のいずれかに該当する方は、5月までの診療に係る一部負担金等の支払いを、5月末まで免除または猶予される。

③は生計維持者の行方が明らかになるまで、⑥は当該指示が解除されるまでの期間になる。ただし、期間や適用市町村は今後変更される可能性がある。

## 2. 医療機関に受診したときの確認事項

該当する方は、保険証を持参しなくとも、氏名、生年月日、住所、連絡先にくわえて、保険者(健康保険は事業所名、国保組合は組合名)を確認することをもち、保険診療を受けられる。罹災証明書などを求める必要はない。

医療機関の窓口では一部負担金を徴収せず、審査支払機関に10割分を保険請求する。請求方法の詳細は、協会までお問い合わせください。

該当者が来院したときは、上記の内容をカルテの「備考欄」に記録しておく。

「公費負担医療証」を確認できない場合も同じ扱い。

院外処方箋の医療機関では、処方せんに保険証番号などの記載がなくても、調剤薬局でも一部負担金なしで取り扱われる。

なお、被災者には、後日、保険者から内容の確認が行われることがある旨をお知らせください。

レセプト電子請求  
免除・猶予届出医療機関

## 5 / 1～明細書発行義務なし！院内掲示は引き続き必要！

5月1日から明細書発行が義務化されるが、電子請求の免除・猶予を届け出た医療機関は、明細書の発行の義務はなく、任意である。オンライン・レセプト電子請求を行っている医療機関では、領収証の他に、診療報酬の算定項目がわかる明細書を無償で発行することが義務付けられる。しかし、明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用している場合などは「明細書発行について『正当な理由』に該当する旨の届出書」を届け出ることにより、患者から明細書を求められた場合にのみ発行すればよい(有償可)。また、上記に該当しない場合は、「明細書発行体制等加算」の届出をすることにより、再診料に1点が加算できる。患者が明細書の発行を希望しない場合であっても算定できる。

院内掲示は、明細書発行の義務の有無にかかわらず、すべての医療機関で必要である。右下例を参考にし、自院に該当する院内掲示で対応されたい。

## ▶明細書発行が困難な『正当な理由』に該当する旨の届出

明細書発行について「正当な理由」に該当する届出書を1通、5月2日(必着)までに近畿厚生局指導監査課に提出する。

## ▶「明細書発行体制等加算」届出

「基本診療料の施設基準等に係る届出書」「明細書発行体制等加算の施設基準に係る届出書添付書類」および届出のチェックシートを正副2通、近畿厚生局指導監査課に提出する。各月の末日までに審査を終えた受理された場合は、翌月の1日から算定できる。

●各届出書類は、近畿厚生局HPからダウンロードできる。

(参考) <http://kouseiyoukyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/index.html>

## 3. 対象地域一覧(東京都除く)

●東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域(2011年3月28日現在)

岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	上北郡おいらせ町、八戸市
茨城県	石岡市、潮来市、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、稲敷市、牛久市、小美玉市、笠間市、鹿嶋市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、桜川市、下妻市、常総市、高萩市、筑西市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、那珂郡東海村、那珂市、行方市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市、鉾田市、水戸市、龍ヶ崎市
栃木県	宇都宮市、大田原市、小山市、さくら市、那須烏山市、那須塩原市、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、真岡市、矢板市
千葉県	旭市、我孫子市、浦安市、香取市、山武郡九十九里町、山武市、千葉市美浜区、習志野市

●長野県北部の地震に係る災害救助法の適用地域(2011年3月12日現在)

長野県	下水内郡栄村
新潟県	上越市、十日町市、中魚沼郡津南町

●原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規程による、避難のための立退きに係る対象地域(2011年3月15日現在)

福島第一原子力発電所半径20km・第二原子力発電所半径10km圏内の住民
大熊町、川内村の一部、葛尾村の一部、田村市の一部、富岡町、浪江町の一部、楡葉町、広野町の一部、双葉町、南相馬市の一部

●原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、屋内への退避に係る対象地域(2011年3月15日現在)

福島第一原子力発電所半径20km以上30km圏内の住民	飯館村、いわき市の一部、川内村の一部、葛尾村の一部、田村市の一部、浪江町の一部、広野町の一部、南相馬市の一部
-----------------------------	--

電子媒体で請求 ⇒	明細書発行機能 あり	⇒	・明細書発行の義務あり ・明細書の発行費用は無償 ・明細書発行体制等加算の算定可(要届出)	⇒	例①
	なし	⇒	・明細書を求められた場合は発行義務あり ・明細書の発行費用は有償可 ・明細書発行免除の届出必要 ・明細書発行体制等加算の算定不可	⇒	院内掲示必要 例②
紙で請求 ⇒	明細書発行 する(任意)	⇒	・明細書の発行費用は有償可 ・明細書発行免除の届出不要 ・明細書発行体制等加算の算定不可	⇒	院内掲示必要 例③
	しない(任意)	⇒	・明細書発行免除の届出不要 ・明細書発行体制等加算の算定不可	⇒	

## ▶院内掲示例

①明細書の発行を無料で行っていますが、ご不要の方は窓口にお申し出ください。

※明細書がご不要な方にも、領収証は従来どおり無料で発行しています。

②通常、明細書の発行はしていませんが、必要な場合にはお申し出ください。なお、発行手数料は1枚\_\_円が必要です。領収証は従来どおり無料で発行しています。

③初診・再診料、医学管理料、検査などの区分がわかる領収証を発行しています。明細書は発行しておりませんので、ご了承ください。